

政令第 号

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路法施行令の一部改正）

第一条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「、第六号及び第七号」を「及び第六号から第十一号まで」に改め、第八号を第十号とし、第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、第五号の次に次の四号を加える。

六 法第三十九条の二第一項の規定により入札占用指針を定め、及び同条第六項の規定により意見を聴くこと。

七 法第三十九条の四第一項又は第五項の規定により通知し、同条第三項の規定により占用入札を実施し、及び同条第四項の規定により落札者を決定すること。

八 法第三十九条の五第一項の規定により道路の場所を指定し、及び入札占用計画が適当である旨の認

定をすること。

九 法第三十九条の六第一項の規定により変更の認定をすること。

第一条の二第二項中「及び第七号」を「（法第三十九条の二第一項の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）」、第十号及び第十一号」に改める。

第一条の三第一項第二号中「又は第三項」を「若しくは第三項」に改め、「許可」の下に「又は法第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定」を加え、同条第二項第三号中「又は第三項」を「若しくは第三項」に改め、「による許可」の下に「若しくは法第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定」を、「その許可」の下に「若しくは認定」を加える。

第一条の七第三項の表第二十一条、第二十二条第一項、第二十二条の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第一項及び第三項、第二十四条の三、第二十八条の二第一項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一

条、第四十二条第一項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条の七、第四十七条の八第一項、第四十八条の十七第一項、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第二項及び第三項、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十一条第一項から第三項まで、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二第二項及び第二項前段、第九十六条第五項の項中「第三十九条第一項」の下に「、第三十九条の二第一項、第三十九条の三第一項、第三十九条の四、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項」を加え、同表第三十九条第二項の項中「第三十九条第二項」の下に「、第三十九条の二第五項」を加え、同項の次に次のように加える。

<p>第三十九条の二第七項</p>	<p>入札占用指針</p>	<p>道路管理者等が入札占用指針</p>
<p>第三十九条の五第二項</p>	<p>道路管理者は、</p>	<p>道路管理者は、道路管理者</p>

等が

第一条の七第四項の表第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条の二、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第四十七条の七、第四十七条の八第一項、第四十八条の十七第一項、第五十七条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二、第九十六条第五項前段の項中「第三十八条」の下に「、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項」を加え、同項の次に次のように加える。

第三十九条の二第一項	道路管理者は	道路管理者等は
第三十九条の二第六項	道路管理者（市町村である道	道路管理者等（市町村であ

	路管理者を除く。）	る道路管理者を除く。）
第三十九条の二第七項	入札占用指針	道路管理者等が入札占用指針
第三十九条の五第二項	道路管理者は、	道路管理者は、道路管理者等が

第四条第一項中第三十三号を第三十七号とし、第十一号から第三十二号までを四号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の四号を加える。

十一 法第三十九条の二第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定め、及び法第三十九条の二第六項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴くこと。

十二 法第三十九条の四第一項又は第五項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により通知し、法第三十九条の四第三項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により占用入札を実施し、及び法第三十九条の四第四項（法第九十一条第二項に

において準用する場合を含む。)の規定により落札者を決定すること。

十三 法第三十九条の五第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路の場所を指定し、及び入札占用計画が適当である旨の認定をすること。

十四 法第三十九条の六第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により変更の認定をすること。

第四条第二項ただし書中「前項第二十四号及び第二十五号」を「前項第二十八号及び第二十九号」に改める。

第四条の二第一項第一号中「第十一号まで、第十三号、第十八号、第十九号、第二十一号から第二十五号まで、第二十八号及び第二十九号」を「第十号まで、第十一号(法第三十九条の二第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。)、第十二号から第十五号まで、第十七号、第二十二号、第二十三号、第二十五号から第二十九号まで、第三十二号及び第三十三号」に改め、同項第七号中「(法第九十一条第二項)」を「、第三十九条の四第二項及び第三十九条の六第二項(これらの規定を法第九十一条第二項)」に改め、同項第十号ただし書中「第三十六条

第一項」の下に「、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項」を加え、同条第二項ただし書中「前条第一項第二十四号及び第二十五号」を「前条第一項第二十八号及び第二十九号」に改める。

第四条の三第一項中「第三十三号」を「第三十七号」に改め、同条第二項ただし書中「第四条第一項第二十四号及び第二十五号」を「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」に改める。

第六条第三項第五号中「又は第三項」を「若しくは第三項」に改め、「による許可」の下に「若しくは法第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 法第三十九条の二第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札
占用指針を定めること。

第六条第四項第一号中「第十一号」を「第十五号」に、「第五号」を「第六号」に改める。

第七条第八号中「第三十三条第二項第一号」を「第三十三条第二項第二号」に改める。

第十七条中「第三十三条第二項第二号」を「第三十三条第二項第三号」に改める。

第十九条の三の次に次の三条を加える。

(指定区間内の国道に係る占用料の額の最低額)

第十九条の三の二 法第三十九条の二第五項の政令で定める額については、第十九条第一項本文及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項本文中「法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意した占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間)」。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。)に相当する期間」とあるのは「入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間」と、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず、前二項」とあるのは「第十九条の三の二において準用する第一項の規定にかかわらず、同項」と、「占用料の額を定め、又は占用料を徴収しない」とあるのは「占用料の額の最低

額の下限の額を定める」と、同項第六号中「前二項」とあるのは「第十九条の三の二において準用する第一項」と、「の占用料を徴収する」とあるのは「を占用料の額の最低額の下限の額とする」と読み替えるものとする。

（総合評価占用入札の手続）

第十九条の三の三 道路管理者は、法第三十九条の四第四項ただし書の規定により落札者を決定する占用入札（以下この項において「総合評価占用入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価占用入札に係る申出のうち占用料の額その他の条件が当該道路管理者にとつて最も有利なものを決定するための基準（以下この条において「総合評価落札者決定基準」という。）を、法第三十九条の二第二項第七号の入札の実施に関する事項として入札占用指針において定めなければならない。

2 道路管理者は、総合評価落札者決定基準を定めようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

3 道路管理者は、前項の規定による意見の聴取において、あわせて、当該総合評価落札者決定基準に基

づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

（総合評価占用入札に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合についての準用）

第十九条の三の四 前条の規定は、法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第十二号（法第三十九条の四第四項の規定による落札者の決定に係る部分に限る。）に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う場合について準用する。

第十九条の十一第一項中「第四条第一項第十三号」を「第四条第一項第十七号」に改める。

第三十条の五中「第四条第一項第二十二号」を「第四条第一項第二十六号」に改める。

第三十八条の三第一項中「第八号」を「第十二号」に改める。

第三十九条第二項第七号中「第十九条第三項第六号」の下に「（第十九条の三の二において準用する場合を含む。）」を、「徴収しないこと」の下に「（占用料の額の最低額の下限の額を定めることを含む。）」

」を加える。

(道路整備特別措置法施行令の一部改正)

第二条 道路整備特別措置法施行令(昭和三十一年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第五条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 法第八条第七項の規定による委託に基づき行う事務に係る事務取扱費

第十二条の見出しを「(占用料の額及び徴収方法等)」に改め、同条中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法第三十三条の規定により会社管理高速道路又は公社管理道路について読み替えて適用する道路法第

三十九条の二第五項の規定による占用料の額の最低額に関する道路法施行令第十九条の三の二の規定の

適用については、同条中「同条第一項本文中」とあるのは「同条第一項本文中「指定区間内の国道」と

あるのは「道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十三条第一項第一号に規定する会社管

理高速道路又は同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路(以下「会社管理高速道路等」という。

）と、」と、「国土交通大臣」とあるのは「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する機構等」と、
、「同条第三項中」とあるのは「同条第三項中「国土交通大臣は」とあるのは「道路整備特別措置法第
二条第七項に規定する機構等は」と、「指定区間内の国道」とあるのは「会社管理高速道路等」と、
とする。

第十四条第一項中「第八条第一項第二十二号又は第十七条第一項第十八号」を「第八条第一項第二十六
号又は第十七条第一項第二十二号」に改める。

第十五条第一項の表第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十
六条まで、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項、第四十六条、第四十七条第三項、第四
十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七、第四十八条第二項及び第四項、第四十
八条の五第三項、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十二、第六十
六条第一項、第六十八条、第六十九条、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項
及び第三項、第七十二条の二第一項、第八十七条第一項、第九十一条第三項、第九十六条第五項の項中「
第三十六条まで」の下に「、第三十九条の二第一項、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項から

第三項まで及び第五項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項」を加え、同項の次に次のように加える。

第三十九条の二第六項	道路管理者（市町村で ある道路管理者を除く 。）		機構	地方道路公社
第三十九条の二第七項	入札占用指針	機構が入札占用指針	地方道路公社が入札占 用指針	
第三十九条の四第四項	道路管理者は 当該道路管理者	機構は 機構	地方道路公社は 当該地方道路公社	
第三十九条の五第二項	道路管理者は、	道路管理者は、機構が	道路管理者は、地方道 路公社が	

第十五条第一項の表第四十七条の二第二項の項及び第四十七条の二第三項の項中「第八条第一項第二十
二号」を「第八条第一項第二十六号」に、「第十七条第一項第十八号」を「第十七条第一項第二十二号」

に改め、同表第七十一条第四項の項中「第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号」を「第二十号、第二十二号、第二十五号、第二十八号若しくは第三十号」に、「第十二号、第十四号、第十七号、第二十号若しくは第二十二号」を「第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号」に改め、同条第二項の表第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十二条の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第三項、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十九条まで、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の八、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二、第四十八条の三、第四十八条の五第三項、第四十八条の七、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十一第二項、第四十八条の十二、第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項から第三項まで、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条から第六十二条まで、第六十六条第一項、第六十七条の二か

ら第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第七十三条第一項から第三項まで、第七十五条第二項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項及び第五項、第一百一条第四号及び第五号、第一百二条第一号、第三号及び第四号、第一百三条、第一百四条第一号の項中「第三十九条まで」の下に、「第三十九条の二第一項及び第五項から第七項まで、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項」を加え、「第一百一条第四号及び第五号、第一百二条第一号、第三号及び第四号、第一百三条、第一百四条第一号」を「第一百三条第四号及び第五号、第一百四条第一号、第三号及び第四号、第一百五号、第一百六条第一号」に改め、同表第三十九条第二項、第四十四条第一項、第四十八条の七第二項、第六十一条第二項、第七十三条第二項の項中「第三十九条第二項」の下に、「第三十九条の二第五項」を加え、同表第三十九条第二項の項の次に次のように加える。

第三十九条の七第四項

同項の条例（指定区間内の国

同項の条例

道にあつては、同項の政令)

当該条例又は当該政令

当該条例

第十五条第二項の表第七十一条第四項の項中「第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号」を「第二十号、第二十二号、第二十五号、第二十八号若しくは第三十号」に、「第十二号、第十四号、第十七号、第二十号若しくは第二十二号」を「第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号」に改める。

第十六条中「が協議」との下に「、同法第三十九条の二第七項中「入札占用指針」とあるのは「機構が入札占用指針」と、同法第三十九条の五第二項中「道路管理者は、」とあるのは「道路管理者は、機構が」とを加え、「第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号」を「第二十号、第二十二号、第二十五号、第二十八号若しくは第三十号」に、「第十二号、第十四号、第十七号、第二十号若しくは第二十二号」を「第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号」に改め、同条の表第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二

第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七、第四十八条第二項及び第四項、第六十六条第一項、第六十八条、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条の二第一項、第九十六条第五項の項中「第三十六条まで」の下に「、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項」を加え、同表第三十八条第二項、第九十三条の項の次に次のように加える。

<p>第三十九条の二第一項、第三十九条の四第四項</p>	<p>道路管理者は</p>	<p>国土交通大臣は</p>	<p>機構は</p>
<p>第三十九条の二第一項</p>	<p>道路管理者の</p>	<p>国の</p>	<p>機構の</p>
<p>第三十九条の二第六項</p>	<p>道路管理者（市町村で ある道路管理者を除く 。）</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>機構</p>
<p>第三十九条の四第四項</p>	<p>当該道路管理者</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>機構</p>

第十六条の表第四十七条の二第三項の項中「第八条第一項第二十二号」を「第八条第一項第二十六号」に、「第十七条第一項第十八号」を「第十七条第一項第二十二号」に改める。

第十八条第一項の表第十九条の六第一項第一号の項中「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）」を「機構」に改め、同項の前に次のように加える。

<p>第十九条の三の三第一項</p>	<p>道路管理者は</p>	<p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は</p>	<p>地方道路公社は</p>
<p>第十九条の三の三第二項及び第三項、第十九条の十二から第十九条の十四まで</p>	<p>当該道路管理者</p>	<p>機構</p>	<p>当該地方道路公社</p>
	<p>道路管理者</p>	<p>機構</p>	<p>地方道路公社</p>

第十八条第一項の表第十九条の十二から第十九条の十四までの項を削り、同条第二項の表第十九条の六第一項第一号及び第二項、第十九条の七、第十九条の九、第十九条の十、第十九条の十二から第十九条の十五まで、第三十条の三第一項第一号及び第二項、第三十条の四の項中「第十九条の六第一項第一号」を「第十九条の三の三、第十九条の六第一項第一号」に改め、同条第三項の表第十九条の三第一項の項の次に次のように加える。

第十九条の三の三第一項	道路管理者は	国土交通大臣は	機構は
	当該道路管理者	国土交通大臣	機構
第十九条の三の三第二項及び第三項、第十九条の十二から第十九条の十四まで	道路管理者	国土交通大臣	機構

第十八条第三項の表第十九条の十二から第十九条の十四までの項を削る。

(高速自動車国道法施行令の一部改正)

第三条 高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項、第四十四条の二第一項から第五項まで、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七、第四十七条の八第一項、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項及び第二項、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条の二第一項、第九十一条第二項、第九十二条第四項、第九十六条第五項、第一百一条第四号及び第五号、第一百二条第一号、第三号及び第四号、第一百三條、第一百四條第一号の項中「第三十八条第一項」の下に「、第三十九条の二第七項、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項」を加え、「第一百一条第

四号及び第五号、第二百二条第一号、第三号及び第四号、第二百三条、第二百四条第一号」を「第二百三条第四号及び第五号、第二百四条第一号、第三号及び第四号、第二百五号、第二百六条第一号」に改め、同表第三十八条第二項、第九十三条の項中「第三十八条第二項」の下に「、第三十九条の四第四項」を加え、同項の次に次のように加える。

<p>第三十九条の二第一項、第三十九条の四第四項、第四十七条の八第二項、第四十八条の十八第三項</p>	<p>道路管理者は</p>	<p>国土交通大臣は</p>
<p>第三十九条の二第一項、第六十四条第一項</p>	<p>道路管理者の</p>	<p>国の</p>
<p>第三十九条の二第六項</p>	<p>道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）</p>	<p>国土交通大臣</p>
<p>第三十九条の七第四項</p>	<p>同項の条例（指定区間内の国道にあつては、同項の政令）</p>	<p>同項の政令</p>

当該条例又は当該政令

当該政令

第十二条の表第四十七条の八第二項、第四十八条の十八第三項の項を次のように改める。

第四十七条の八第二項、第四十八条の十八第三項

道路管理者の

関係地方整備局又は北海道
開発局の

第十二条の表第六十四条第一項の項を次のように改める。

第六十四条第一項

割増金、第二十五条の規定に
基づく料金

割増金

道路管理者又は第十三条第二
項の規定により指定区間内の
国道の維持、修繕及び災害復
旧以外の管理を行う都道府県
若しくは指定市

国

第十三条の表第十九条の三第一項の項の次に次のように加える。

<p>第十九条の三の二</p>	<p>同条第一項本文中</p>	<p>これらの規定中「指定区間の国道」とあるのは「高速自動車国道」と、同条第一項本文中</p>
<p>第十九条の三の三第一項、第十九条の六第二項、第十九条の九第一項、第三十条の三第二項</p>	<p>道路管理者は</p>	<p>国土交通大臣は</p>
<p>第十九条の三の三第一項、第十九条の三の三第二項及び第三項、第十九条の七、第十九条の九第二項及び第三項、第十九条の十、第十九条の十二から第十九条の十五まで、第三十条の四</p>	<p>道路管理者 当該道路管理者</p>	<p>国土交通大臣</p>

第十三条の表第十九条の六第二項、第十九条の九第一項、第三十条の三第二項の項及び第十九条の七、第十九条の九第二項及び第三項、第十九条の十、第十九条の十二から第十九条の十五まで、第三十条の四の項を削る。

(山村振興法施行令の一部改正)

第四条 山村振興法施行令(昭和四十年政令第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項ただし書中「第四条第一項第二十四号及び第二十五号」を「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」に改め、同条第五項中「第四条第一項第十八号又は第十九号」を「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」に改め、同条第六項中「第十八号、第十九号又は第二十六号」を「第十一号(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十九条の二第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。」、第二十二号、第二十三号又は第三十号」に改める。

(豪雪地帯対策特別措置法施行令の一部改正)

第五条 豪雪地帯対策特別措置法施行令(昭和四十六年政令第三百六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項ただし書中「第四条第一項第二十四号及び第二十五号」を「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第十八号又は第十九号」を「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」に改め、同条第五項中「第十八号、第十九号又は第二十六号」を「第十一号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号又は第三十号」に改める。

（半島振興法施行令の一部改正）

第六条 半島振興法施行令（昭和六十一年政令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項ただし書中「第四条第一項第二十四号及び第二十五号」を「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」に改め、同条第五項中「第四条第一項第十八号又は第十九号」を「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」に改め、同条第六項中「第十八号、第十九号又は第二十六号」を「第十一号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号又は第三十号」

に改める。

（過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部改正）

第七条 過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項ただし書中「第四条第一項第二十四号及び第二十五号」を「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」に改め、同条第五項中「第四条第一項第十八号又は第十九号」を「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」に改め、同条第六項中「第十八号、第十九号又は第二十六号」を「第十一号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号又は第三十号」に改める。

（独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正）

第八条 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「までに係る部分」の下に「及び同項第十一号に規定する入札占用指針の策定に係る部分」を加え、同条第三項中「第四条第一項第十八号及び第十九号」を「第四条第一項第二十二号及び第二

十三号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第十八号及び第十九号」を「第四条第一項第二十二号及び第二十三号」に、「同項第二十六号」を「同項第三十号」に改める。

第十一条第一号中「第四条第一項第二十四号及び第二十五号」を「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」に改める。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第九条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第三百三十九号の二を第三百三十九号の三とし、第三百三十九号の次に次の一号を加える。

百三十九の二 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）

（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部改正）

第十条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第八条第一項第十九号」を「第八条第一項第二十三号」に改める。

（東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令の一部改正）

第十一条 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項ただし書中「第四条第一項第二十四号及び第二十五号」を「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第十八号又は第十九号」を「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」に改め、同条第五項中「第十八号、第十九号又は第二十六号」を「第十一号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号又は第三十号」に改める。

（福島復興再生特別措置法施行令の一部改正）

第十二条 福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第三十三号」を「第三十七号」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第二十四号若しくは第二十五号」を「第四条第一項第二十八号若しくは第二十九号」に改め、同条第四項中「第

四条第一項第十八号又は第十九号」を「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」に改め、同条第五項中「第十八号、第十九号又は第二十六号」を「第十一号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号又は第三十号」に改める。

（大規模災害からの復興に関する法律施行令）

第十三条 大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項ただし書中「第四条第一項第二十四号若しくは第二十五号」を「第四条第一項第二十八号若しくは第二十九号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第十八号又は第十九号」を「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」に改め、同条第五項中「第十八号、第十九号又は第二十六号」を「第十一号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号又は第三十号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

(道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の一部改正)

第二条 道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十五号、第二十八号及び第二十九号」を「第二十九号、第三十二号及び第三十三号」に改める。

(沖縄振興特別措置法施行令の一部改正)

第三条 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項ただし書中「第四条第一項第二十四号及び第二十五号」を「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第十八号又は第十九号」を「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」に改める。

(都市再生特別措置法施行令の一部改正)

第四条 都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第九十号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第十四号、第十五号」を「第十八号、第十九号」に、「第二十一号、第二十二号、第二十四号、第二十五号及び第三十号」を「第二十五号、第二十六号、第二十八号、第二十九号及び第三十四号」に改め、同条第二項中「第十四号又は第十五号」を「第十八号又は第十九号」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第二十四号及び第二十五号」を「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」に改める。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正)

第五条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「第十四号、第十五号」を「第十八号、第十九号」に、「第二十一号、第二十二号、第二十四号、第二十五号及び第三十号」を「第二十五号、第二十六号、第二十八号、第二十九号及び第三十四号」に改め、同条第二項中「第四条第一項第十四号又は第十五号」を「第四条第一項第十八号又は

第十九号」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第二十四号及び第二十五号」を「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」に改める。

理由

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、国土交通大臣が道路管理者に代わって行う権限に入
札占用指針の策定の権限を追加する等道路法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからで
ある。